

第22回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告書

- 1** 保険持株会社の現況に関する事項
 - (1) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移
 - (2) 企業集団の主要な事務所の状況
 - (3) 企業集団の従業員の状況
 - (4) 企業集団の主要な借入先の状況
 - (5) その他企業集団の現況に関する重要な事項
- 2** 会社役員に関する事項
 - (1) 責任限定契約
 - (2) 役員等賠償責任保険契約
- 3** 社外役員に関する事項
- 4** 株式に関する事項
- 5** 新株予約権等に関する事項
- 6** 会計監査人に関する事項
- 7** 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- 8** 業務の適正を確保するための体制
- 9** 特定完全子会社に関する事項
- 10** 親会社等との間の取引に関する事項
- 11** 会計参与に関する事項
- 12** その他

計算書類等

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
会計監査人の監査報告書
監査等委員会の監査報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

株式会社 T&Dホールディングス

1 保険持株会社の現況に関する事項

(1)企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
経 常 収 益	3,214,110	3,207,991	3,730,479	3,482,214
経常利益又は経常損失 (△)	△ 74,144	159,809	198,595	257,191
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△ 132,150	98,777	126,384	138,968
包 括 利 益	△ 335,943	493,358	△ 1,589	373,945
純 資 産 額	993,681	1,409,926	1,409,064	1,617,637
総 資 産	16,773,877	17,207,110	16,712,943	17,318,329

- (注) 1. 当期の包括利益は、内外株価上昇に伴うその他有価証券評価差額金の増加等により前期より3,755億円増加しております。また、純資産額についても、その他有価証券評価差額金の増加等により前期より2,085億円増加しております。
2. グループ修正利益の当期実績は1,585億円（前年度比13.1%増加）であります。
3. 米国会計基準を適用する一部の海外関連会社において、当連結会計年度の期首より「金融サービス—保険契約」（Topic944）（ASU第2018-12号、ASU第2019-09号、ASU第2020-11号）を適用しております。当該会計基準は、将来保険給付に係る負債の会計処理等について改正されたものであり、本適用に伴い、同社の一部の保険負債について、割引率の変更や保険前提の見直し等、新たな計算方式で評価されていることから、2024年度は当該取扱いを反映した遡及適用後の数値を記載しております。

□ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当期)
営 業 収 益		百万円	百万円	百万円	百万円
	受 取 配 当 金	51,827	110,298	87,829	169,118
	保険業を営む子会社等	46,025	103,846	80,009	159,017
	その他の子会社等	44,025	103,846	80,009	150,917
当 期 純 利 益		2,000	—	—	8,100
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		46,273	103,918	79,400	158,439
		83円10銭	192円66銭	151円83銭	318円82銭
総 資 産		百万円	百万円	百万円	百万円
	保険業を営む子会社等株式等	985,650	1,000,720	984,941	1,122,494
	その他の子会社等株式等	736,527	736,527	736,527	731,527
		25,064	25,899	27,184	29,948

(2)企業集団の主要な事務所の状況（2026年3月31日現在）

【当社】

事務所名	所在地	設置年月日
本 店	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	2016年1月1日

【子会社及び子法人等】

会社名	事務所名	所在地	設置年月日
太陽生命保険(株)	本 店	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	2016年1月1日
大同生命保険(株)	本 店	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	1993年10月1日
T＆Dフィナンシャル生命保険(株)	本 店	東京都港区芝浦一丁目1番1号	2016年5月2日

- (注) 1. 子会社及び子法人等のうち主要な生命保険3社について記載しております。
2. 大同生命保険(株)の本店は、同社が相互会社であった時点で設置されたものであり、本店所在地として登記している設置年月日を記載しております。なお、同社は2002年4月1日付にて相互会社から株式会社に組織変更しております。

(3)企業集団の従業員の状況

【当社の従業員の状況】

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
従業員	160名	181名	21名	47.5歳	21.0年	624千円

- (注) 1. 当社従業員のうち、太陽生命保険㈱、大同生命保険㈱、T & Dフィナンシャル生命保険㈱からの
出向者の平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。
2. 平均給与月額は2026年3月中の平均給与月額（時間外手当を含む。）であり、賞与は含まれておりません。

【連結会社の従業員の状況】

部門名	前期末	当期末	当期増減 (△)
	名	名	名
保険及び保険関連事業	20,235	20,594	359
資産運用関連事業	452	455	3
事務代行等関連事業	209	219	10
合 計	20,896	21,268	372

(4)企業集団の主要な借入先の状況

該当する事項はありません。

(5)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社役員に関する事項

(1)責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
渡 邊 賢 作	当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。
加 藤 正 純	同 上
夫 馬 賢 治	同 上
山 田 眞之助	同 上
太子堂 厚 子	同 上
日 戸 興 史	同 上

(注) 当社は、定款において社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の概要は上記のとおりであります。

(2)役員等賠償責任保険契約

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
被保険者の範囲	当社の取締役・執行役員及び直接子会社等の取締役・監査役・執行役員
被保険者の実質的な保険料負担割合	なし（保険料は当社及び直接子会社等が全額負担）
填補対象の保険事故の概要	会社役員に対する会社訴訟・株主代表訴訟・第三者訴訟による損害賠償金及び争訟費用を補償
役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置	故意又は重過失に起因する損害賠償請求は保険金支払の対象外。 保険金額には填補縮小割合を設定。

(注) 直接子会社等は太陽生命保険(株)、大同生命保険(株)、T&Dフィナンシャル生命保険(株)、T&Dユナイテッドキャピタル(株)、T&Dアセットマネジメント(株)、ペット＆ファミリー損害保険(株)、(株)All Right、T&D情報システム(株)、T&Dリスクソリューションズ(株)及び(株)All Right少額短期保険であります。

3 社外役員に関する事項

(1)社外役員の兼職その他の状況

(2026年3月31日現在)

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況	
渡 邊 賢 作	日本国土開発(株)	社外取締役
加 藤 正 純	—	
夫 馬 賢 治	(株)ニューラル バリュエンスホールディングス(株)	代表取締役CEO 社外取締役
山 田 眞之助	楽天銀行(株)	社外監査役
太子堂 厚 子	ピジョン(株)	社外監査役
日 戸 興 史	(株)ワコールホールディングス (株)ジーエス・ユアサコーポレーション	社外取締役 社外取締役

(注) 日本国土開発(株)、(株)ニューラル、バリュエンスホールディングス(株)、楽天銀行(株)、ピジョン(株)、(株)ワコールホールディングス及び(株)ジーエス・ユアサコーポレーションと当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。

(2)社外役員の主な活動状況

当社では、社外の企業経営者・法律専門家・会計専門家等、豊富な経験及び見識を有する者による意見を当社グループの経営方針、内部統制の構築等及び業務執行の監督に適切に反映させるため、複数の社外取締役を選任しております。社外取締役については、高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できると考えております。主な活動状況は以下のとおりです。

氏 名	在任期間	取締役会（監査等委員会）への出席状況	取締役会（監査等委員会）における発言 その他の活動状況
渡邊 賢作	5年9ヶ月 (2020年 6月就任)	【取締役会】 16回すべてに出席	取締役会にて、弁護士として、主に企業法務の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。

氏 名	在任期間	取締役会（監査等委員会） への出席状況	取締役会（監査等委員会）における発言 その他の活動状況
加藤 正純	1年9ヶ月 (2024年 6月就任)	【取締役会】 16回すべてに出席	取締役会にて、銀行の代表執行役副社長及び外資系資産運用会社の代表取締役副会長として、企業経営及び国際金融・資本市場に携わった豊富な知識・経験から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。
夫馬 賢治	1年9ヶ月 (2024年 6月就任)	【取締役会】 16回すべてに出席	取締役会にて、サステナビリティ経営及びE S G投資のアドバイザー会社の経営者として、国際レベルのナレッジを大手企業等に提供してきた豊富な知識・経験から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。
山田眞之助	5年9ヶ月 (2020年 6月就任)	【取締役会】 16回すべてに出席 【監査等委員会】 17回すべてに出席	取締役会及び監査等委員会にて、公認会計士として、主に財務及び会計の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 監査等委員会で委員長を務めるほか、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。
太子堂厚子	3年9ヶ月 (2022年 6月就任)	【取締役会】 16回のうち14回に出席 【監査等委員会】 17回すべてに出席	取締役会及び監査等委員会にて、弁護士として、主に企業法務の専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、当社及び主な子会社の役員の選解任、役員報酬等に関する事項について有益な意見表明を行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。

氏 名	在任期間	取締役会（監査等委員会）への出席状況	取締役会（監査等委員会）における発言 その他の活動状況
日戸 興史	1年9ヶ月 (2024年 6月就任)	【取締役会】 16回すべてに出席 【監査等委員会】 17回すべてに出席	取締役会及び監査等委員会にて、グローバルに事業展開をしている東証プライム上場企業のCFOとして企業経営に携わった豊富な知識・経験から必要な発言を適宜行っております。 その他、「代表取締役との意見交換」、「会計監査人との意見交換」及び「主要な子会社の代表取締役社長との意見交換」等の活動を行っております。

(3)社外役員の意見
該当する事項はありません。

4 株式に関する事項

(1)株式数

発行可能株式総数	1,932,000千株
発行済株式の総数	488,000千株

(2)当年度末株主数 181,281名

(3)大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	77,756	16.11
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	28,407	5.89
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	24,131	5.00
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	19,261	3.99
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	10,664	2.21
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A.LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	8,558	1.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	7,000	1.45
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	6,689	1.39
A I G 損 害 保 険 株 式 会 社	6,000	1.24
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 8 1	5,452	1.13

（注） 持株比率は自己株式5,425千株を控除して計算しております。

(4)会社役員に対して交付した株式

該当する事項はありません。

5 新株予約権等に関する事項

(1)事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）	(株)T & Dホールディングス第1回新株予約権（2012年7月発行） ・新株予約権の数：0個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式0株（新株予約権1個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権1個当たり68,500円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式1株当たり1円 ・新株予約権の行使期間： 2012年8月1日から2042年7月31日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注1）	0名
	(株)T & Dホールディングス第2回新株予約権（2013年8月発行） ・新株予約権の数：0個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式0株（新株予約権1個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権1個当たり114,300円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式1株当たり1円 ・新株予約権の行使期間： 2013年8月2日から2043年8月1日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注1）	0名
	(株)T & Dホールディングス第3回新株予約権（2014年8月発行） ・新株予約権の数：0個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式0株（新株予約権1個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権1個当たり115,300円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式1株当たり1円 ・新株予約権の行使期間： 2014年8月2日から2044年8月1日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注1）	0名
	(株)T & Dホールディングス第4回新株予約権（2015年8月発行） ・新株予約権の数：0個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式0株（新株予約権1個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権1個当たり170,800円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式1株当たり1円 ・新株予約権の行使期間： 2015年8月4日から2045年8月3日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注1）	0名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）	(株)T & Dホールディングス第5回新株予約権（2016年8月発行） ・新株予約権の数：0個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式0株（新株予約権1個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権1個当たり91,800円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式1株当たり1円 ・新株予約権の行使期間： 2016年8月2日から2046年8月1日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注1）	0名
	(株)T & Dホールディングス第6回新株予約権（2017年8月発行） ・新株予約権の数：69個 ・新株予約権の目的である株式の種類及び数： 普通株式6,900株（新株予約権1個につき100株） ・新株予約権の払込金額：新株予約権1個当たり148,500円 ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額： 株式1株当たり1円 ・新株予約権の行使期間： 2017年8月2日から2047年8月1日まで ・新株予約権の主な行使条件：（注1）	1名
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- （注） 1. 新株予約権者は、当社、太陽生命保険(株)、大同生命保険(株)又はT & Dフィナンシャル生命保険(株)における各社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が当社の営業日に当たらない場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができます。新株予約権者は、割当てを受けた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとされております。
2. 本表には、当社が当社の役員に対し、職務遂行の対価である金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務との相殺により交付した新株予約権を記載しております。
3. 本表には、新株予約権の発行時点において、太陽生命保険(株)、大同生命保険(株)及びT & Dフィナンシャル生命保険(株)の取締役又は執行役員であった当社取締役のうち、当社が当社の取締役として新株予約権を交付し、かつ、太陽生命保険(株)、大同生命保険(株)及びT & Dフィナンシャル生命保険(株)の各社の取締役又は執行役員としても新株予約権を交付した者を含み、当事業年度の末日におけるその人数は次のとおりであります。
- ・(株)T & Dホールディングス第1回新株予約権(2012年7月発行)： 0名
 - ・(株)T & Dホールディングス第2回新株予約権(2013年8月発行)： 0名
 - ・(株)T & Dホールディングス第3回新株予約権(2014年8月発行)： 0名
 - ・(株)T & Dホールディングス第4回新株予約権(2015年8月発行)： 0名
 - ・(株)T & Dホールディングス第5回新株予約権(2016年8月発行)： 0名
 - ・(株)T & Dホールディングス第6回新株予約権(2017年8月発行)： 0名

4. 本表には、新株予約権の発行時点において、太陽生命保険(株)、大同生命保険(株)及びT & Dフィナンシャル生命保険(株)の取締役又は執行役員であった当社取締役のうち、太陽生命保険(株)、大同生命保険(株)及びT & Dフィナンシャル生命保険(株)の各社の取締役又は執行役員としてのみ新株予約権を交付し、当社の取締役として新株予約権を交付していない者の人数は含んでおらず、当事業年度の末日におけるその人数は次のとおりであります。

- ・ (株)T & Dホールディングス第1回新株予約権(2012年7月発行)： 0名
- ・ (株)T & Dホールディングス第2回新株予約権(2013年8月発行)： 0名
- ・ (株)T & Dホールディングス第3回新株予約権(2014年8月発行)： 0名
- ・ (株)T & Dホールディングス第4回新株予約権(2015年8月発行)： 0名
- ・ (株)T & Dホールディングス第5回新株予約権(2016年8月発行)： 0名
- ・ (株)T & Dホールディングス第6回新株予約権(2017年8月発行)： 0名

5. 本表には、新株予約権の発行時点において、太陽生命保険(株)、大同生命保険(株)及びT & Dフィナンシャル生命保険(株)の役員又は執行役員であった当社取締役に対し、当社を除く各社における職務遂行の対価である金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務との相殺により交付した新株予約権は含んでおらず、当事業年度の末日におけるその個数並びにその目的である株式の種類及び数は次のとおりであります。

- | | |
|--|-----------|
| ・ (株)T & Dホールディングス第1回新株予約権(2012年7月発行)： | 0個 |
| | (普通株式 0株) |
| ・ (株)T & Dホールディングス第2回新株予約権(2013年8月発行)： | 0個 |
| | (普通株式 0株) |
| ・ (株)T & Dホールディングス第3回新株予約権(2014年8月発行)： | 0個 |
| | (普通株式 0株) |
| ・ (株)T & Dホールディングス第4回新株予約権(2015年8月発行)： | 0個 |
| | (普通株式 0株) |
| ・ (株)T & Dホールディングス第5回新株予約権(2016年8月発行)： | 0個 |
| | (普通株式 0株) |
| ・ (株)T & Dホールディングス第6回新株予約権(2017年8月発行)： | 0個 |
| | (普通株式 0株) |

(2)事業年度中に従業員等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等
該当する事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 山野 浩 指定有限責任社員 小林 弘幸 指定有限責任社員 近藤 洋平	252百万円	①報酬等について監査等委員会が会社法第399条第3項に基づき、同条第1項の同意をした理由 ・監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を受領し報告を受けたうえで、前期の監査の遂行状況、当該期の監査計画の概要・報酬見積りの算出根拠等を確認し審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。 ②非監査業務の内容 ・左記会計監査業務の報酬以外の報酬は経済価値ベースのソルベンシー規制導入に係るアドバイザリー業務等に対するもので121百万円です。

- (注) 1. 当該事業年度に係る報酬等の額は、会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査を区分していないため、その合計額を記載しております。
2. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は921百万円であります。

(2)責任限定契約

該当する事項はありません。

(3)会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会で定めた「会計監査人评价基準」に基づき、会計監査人の能力、組織及び体制、監査の品質、独立性等を総合的に勘案して評価を実施したうえで、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合、若しくはその他適当と判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案する手続きを行います。

- ロ 保険持株会社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実
該当する事項はありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当する事項はありません。

8 業務の適正を確保するための体制

1 取締役会決議内容の概要

当社は、会社法及びグループ経営理念等に基づき、グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を構築しております。

(1)グループ内部統制

- ①当社が直接的に経営管理する子会社と経営管理に関する契約を締結し、グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の項目を明確にする。
 - イ グループで統一すべき基本方針
 - ロ 当社の事前承認が必要な子会社の決定事項
 - ハ 子会社が当社に報告すべき事項
 - ニ 当社による子会社への指導・助言・指示
 - ホ 当社による子会社への内部監査の実施
- ②上記の「当社の事前承認が必要な子会社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会付議事項、経営計画、重要な決算方針等のほか、当社が直接的に経営管理する子会社がその他グループ会社に対して行う経営管理のなかで重要な事項を含める。

(2)法令等遵守体制

- ①法令等遵守に関するグループの基本方針・行動規範等を制定し、グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。
- ②取締役及び執行役員は、これらの法令等遵守に関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
- ③グループ全体のコンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的としたグループ横断的な委員会を、取締役会の下部組織として設置する。
- ④反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、具体的な手順を整備するとともに、グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員にこれを徹底させる。
- ⑤グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員等を対象とした内部通報制度を整備し、制度の周知を図る。その制度では、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止を規程に定め、法令等違反行為及びグループの信用や名誉を毀損させるおそれのある行為を未然に防止又は速やかに認識するための実効性のある制度とする。
- ⑥従業員による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定める。

(3)効率性確保体制

- ①組織及び職務権限に関する規程を定め、各会議体の目的・任務や取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで、機動的かつ効率的な運営を図る。
- ②コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用するとともに、グループ成長戦略等に関する重要な事項を審議するグループ成長戦略会議、グループの経営管理等に関する重要な事項を審議及び決議する経営執行会議を設置する。
- ③グループの経営計画を適正に管理するための規程を定め、それに基づき取締役会においてグループ長期ビジョン・単年度計画等を策定する。

(4)情報保存管理体制

- ①取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部門及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。
- ②グループの情報セキュリティに関するポリシー等の規程によって、グループの情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

(5)統合的リスク管理（E R M）体制

- ①グループのリスクの状況を把握し、経営の健全性を確保しつつ安定的な収益性向上を図るため、資本・収益・リスクを一体的に管理するE R M（エンタープライズ・リスク・マネジメント）体制を整備する。
- ②グループのE R Mを推進する委員会を設置し、健全性と収益性に関する水準を定めた「グループリスク選好」に基づき、グループ全体の資本・収益・リスクの状況を適切に管理する。
- ③グループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定め、将来にわたる経営の健全性及び適切性を確保するため、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
- ④グループにおけるリスクを統括管理する委員会を設置し、統一したリスク管理指標に基づくリスクの状況についてグループ全体のモニタリングを通じて、グループ各社が抱える各種のリスクの状況を把握・管理する。
- ⑤グループの危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定め、グループ全体の危機対応体制を整備する。

(6)財務報告内部統制

- ①組織の内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは組織に対する社会的な信用の維持・向上に資することになることを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備及び適切な運用に取り組む。

(7)内部監査体制

- ①グループにおける内部監査の実効性を確保するため、グループ内部監査基本方針及び内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査部門の他の業務執行部門からの独立性を確保するとともに、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。

- ②内部監査を通じてグループの内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、業務の適正性を確保する。

(8)監査等委員会監査実効性確保体制

〔監査等委員会室の従業員の独立性確保に関する体制〕

- ①監査等委員会の監査職務の補助及び監査等委員会の運営事務等を行うため、監査等委員会室を設置し従業員を配置する。また、監査等委員会室の従業員の人事評価・人事異動等に関し、監査等委員会の同意を必要とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）からの独立性を確保する。
- ②従業員に対する指揮命令権は監査等委員に属すること、及び監査等委員の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することを規程に定める。
- ③監査等委員又は監査等委員会より監査等委員会室の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。

〔監査等委員会への報告に関する体制〕

- ①取締役及び執行役員は、監査等委員会に取締役会、経営執行会議等重要な会議を通じて業務執行状況を報告する。
- ②取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員による会社の重要な決裁書及び報告書の閲覧に関し、必要と判断した場合や監査等委員より要請があった場合は速やかに内容を説明する。
- ③取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度等に基づき通報された事実、監査等委員会の監査のため求められた事項、その他会社が把握した重要な事実について速やかに監査等委員会に報告する。
- ④取締役及び執行役員は、子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びにこれらの者から報告を受けた者が、上記①～③に関し、確実に当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。
- ⑤監査等委員会に上記①～④の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。

〔その他監査等委員会の監査の実効性確保に関する体制〕

- ①取締役及び取締役会は監査等委員会の監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。
- ②監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を規程に定め、監査等委員が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。
- ③代表取締役は監査等委員と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査等委員会の監査の環境整備等について意見を交換する。
- ④法令等遵守及び各種リスクの統括管理を担当する部門は、監査等委員と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
- ⑤内部監査部門は監査等委員会に内部監査計画の策定及び内部監査の結果等の報告を行い、定期的に意見を交換するほか、監査等委員会より必要に応じて具体的な指示を受ける。

2 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます）の運用状況の概要につきましては、次のとおりです。

(1)内部統制システム全般

- ・当社は、内部統制システムを取締役会にて決議し、これに沿ってグループの内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。
- ・また、内部統制システムのモニタリングを年2回実施し、取締役会が内部統制システムの整備及び運用が適正であることを確認し、必要に応じて見直しを行うなど、継続的に内部統制システムの改善及び強化に取り組んでおります。
- ・当社グループでは、お客さま本位の業務運営に係る方針に則り、お客さま本位の考え方に根ざした業務運営を推進しております。お客さま本位の業務運営に関する取組結果は、2025年6月に公表いたしました。

(2)企業集団の業務の適正の確保に関する取組み

- ・当社は、直接出資する子会社（以下「直接子会社」といいます）と「経営管理に関する契約書」を締結し、グループで統一すべき基本方針を明確にするとともに、重要事項の決定等に関する事前承認事項や報告事項を定め、適切な経営管理を実施しております。
- ・また、同契約書に基づき、必要に応じて直接子会社に対し指導・助言・指示を行い、グループの内部統制システムの改善及び強化に取り組んでおります。

(3)法令等遵守に関する取組み

- ・当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針及び遵守基準を周知するため、コンプライアンス意識向上に係る教育・研修を継続的に実施しております。
- ・コンプライアンスを推進するため、「コンプライアンス・プログラム」を策定し、当社及びグループ会社における同プログラムの遂行状況を定期的にグループコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。
- ・「T & D保険グループ反社会的勢力対応に関する基本方針」を制定し、「コンプライアンス・プログラム」に基づき、反社会的勢力排除についての教育・研修を継続的に実施しております。反社会的勢力との関係遮断の対応状況は、定期的にグループコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。
- ・マネー・ローンドリング及びテロ資金供与の防止に向けた取組みとして、グループ会社の対応状況について当社が定期的にモニタリングを実施し、グループコンプライアンス委員会及び取締役会に報告しております。
- ・グループの内部通報窓口である「T & D保険グループヘルプライン」を外部に設置し、通報者に対する不利益な取扱いの禁止等の内部通報制度のルールについて周知を図るとともに、通報案件に対応しております。

(4)効率性確保に関する取組み

- ・当社は、取締役会の決議事項・報告事項並びに組織の業務分掌及び職務権限を定め、取締役及び執行役員は、定められた業務分掌及び職務権限に基づいて、職務執行を行っております。
- ・グループの経営計画を適正に管理するための規程を整備しております。2021年4月に、グループが長期的に目指す姿とその到達に向けた戦略方針を明確にするため、グループ長期ビジョン「Try & Discover2025」を策定いたしました。また、四半期ごとにグループ長期ビジョン等の推進状況及び推進結果等の確認・評価を取締役に報告いたしました。

(5)情報保存管理に関する取組み

- ・当社は、取締役会及び経営執行会議等の会議資料及び議事録等の取締役及び執行役員の職務執行に係る情報につきましては、文書の管理に関する規程に基づき、適正に保存及び管理を行っております。
- ・「グループ情報セキュリティポリシー」等の各種方針・規程を制定し、情報資産の漏えいや改ざん又は事故や故障若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備し、グループにおける情報資産を適切に管理しております。
- ・サイバー攻撃等に対応するため、各種セキュリティツール等技術的対策の導入・見直し、外部機関と協働した訓練やセキュリティ評価、グループでのサイバーセキュリティ講習の実施など、セキュリティ管理レベル・インシデント対応体制の強化に努めております。

(6)統合的リスク管理（E R M）に関する取組み

- ・当社は、E R Mを推進するグループE R M委員会を通じて、健全性と収益性に関する水準を定めた「グループリスク選好」に基づき、定期的にグループの資本・収益・リスクの状況に関する分析・評価を行い、その結果を経営執行会議、グループ成長戦略会議及び取締役会に報告いたしました。
- ・グループのリスクを統括管理するグループリスク統括委員会を通じて、統一したリスク指標等による定量的な評価及び各種リスクの状況について分析・評価を行い、その結果を経営執行会議及び取締役会に報告いたしました。
- ・大規模自然災害やサイバー攻撃等により業務の継続的遂行が困難になる危機事態に対応する「グループ危機対応規程」を制定し、グループの危機対応体制を整備しております。また、発生事象への対応状況について事後的に検討を行い、必要に応じて体制・ルール等の見直しを行うとともに、危機対応の実効性を確保するため、定期的に訓練等を実施しております。

(7)財務報告に係る内部統制に関する取組み

- ・当社は、グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する基本方針に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価を適切に実施し、取締役会に報告いたしました。

(8)内部監査に関する取組み

- ・当社は、「グループ内部監査基本方針」においてグループ内部監査態勢の実効性を確保するための基本方針を定めるとともに、取締役会で決議された内部監査計画に基づき実施する内部監査やモニタリング等を通じて、グループの内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を代表取締役社長、監査等委員会、取締役会に報告しております。

(9)監査等委員会監査実効性確保に関する取組み

- ・取締役の指揮命令から独立した監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する従業員を配置しております。
- ・監査等委員は、取締役会の構成員として決議に参加しております。また、経営執行会議その他重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び執行役員等から業務執行状況等の報告を受けるとともに、意見を述べることでできる機会を確保しております。
- ・監査等委員会への報告に関する規程を整備し、取締役、執行役員及び従業員等から監査等委員会に、業務執行状況等の報告を行っております。また、監査等委員から説明等を求められた事項について、随時速やかに報告を行っております。
- ・監査等委員と代表取締役との定期的な会合を設定し、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査等委員会監査の監査環境等について意見交換を行いました。
- ・リスク統括部は、監査等委員会監査の実効性確保を図るため、定期的に連絡会を開催し、監査等委員が求めた事項等について報告を行うとともに、対処すべき課題等について意見交換を行いました。
- ・内部監査部は、監査等委員会に対して定期的にグループの内部監査の状況等を報告するとともに、監査等委員会から指示を受けた事項等について報告を行っております。また、内部監査計画の策定等については、監査等委員会の事前同意事項としております。

9 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
太陽生命保険(株)	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	270,240百万円	1,122,494百万円
大同生命保険(株)	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	363,053百万円	

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当する事項はありません。

12 その他

当社では、2022年6月28日開催の第18回定時株主総会決議により、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能にする定款変更を行っております。

当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性維持に留意し、グループとして必要な内部留保を確保したうえで株主価値の向上に取り組み、安定的な利益配分を実施していくことを基本方針としております。

2025年度 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	422,810	保 険 契 約 準 備 金	13,979,640
コ ー ル ロ ー ン	279,703	支 払 備 金	86,953
買 入 金 銭 債 権	120,609	責 任 準 備 金	13,825,376
金 銭 の 信 託	1,220,462	契 約 者 配 当 準 備 金	67,311
有 価 証 券	12,869,591	代 理 店 借	1,293
貸 付 金	1,508,095	再 保 険 借	36,017
有 形 固 定 資 産	370,247	短 期 社 債	7,980
土 地	207,188	社 債	224,000
建 物	154,457	そ の 他 負 債	1,028,181
リ ー ス 資 産	1,860	役 員 賞 与 引 当 金	379
建 設 仮 勘 定	713	株 式 給 付 引 当 金	3,128
その他の有形固定資産	6,028	退 職 給 付 に 係 る 負 債	22,976
無 形 固 定 資 産	66,245	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	19
ソ フ ト ウ ェ ア	65,119	価 格 変 動 準 備 金	299,844
リ ー ス 資 産	7	繰 延 税 金 負 債	92,823
その他の無形固定資産	1,118	再評価に係る繰延税金負債	4,406
代 理 店 貸	248	負 債 の 部 合 計	15,700,692
再 保 険 貸	229,946	(純資産の部)	
そ の 他 資 産	215,817	資 本 金	207,111
退 職 給 付 に 係 る 資 産	17,357	利 益 剰 余 金	522,349
繰 延 税 金 資 産	359	自 己 株 式	△ 23,740
貸 倒 引 当 金	△ 3,166	株 主 資 本 合 計	705,720
資 産 の 部 合 計	17,318,329	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	735,816
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,891
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 6,232
		為 替 換 算 調 整 勘 定	51,354
		在外子会社等に係る債務評価調整額	△ 5,135
		在外子会社等に係る保険契約評価調整額	△ 3,440
		在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	135,736
		その他の包括利益累計額合計	906,208
		新 株 予 約 権	196
		非 支 配 株 主 持 分	5,511
		純 資 産 の 部 合 計	1,617,637
		負債及び純資産の部合計	17,318,329

2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	3,482,214
保 険 料 等 収 入	2,635,783
資 産 運 用 収 益	747,973
利息及び配当金等収入	397,775
金 銭 の 信 託 運 用 益	91,696
有 価 証 券 売 却 益	171,544
為 替 差 益	55,942
そ の 他 運 用 収 益	4,472
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	26,542
そ の 他 経 常 収 益	96,489
持分法による投資利益	1,967
経 常 費 用	3,225,023
保 険 金 等 支 払 金	2,309,106
保 険 金	307,743
年 金	341,183
給 付 金	175,354
解 約 返 戻 金	880,702
そ の 他 返 戻 金	130,752
再 保 険 料	473,368
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	259,444
支 払 備 金 繰 入 額	2,745
責 任 準 備 金 繰 入 額	256,641
契約者配当金積立利息繰入額	57
資 産 運 用 費 用	296,040
支 払 利 息	7,316
売買目的有価証券運用損	385
有 価 証 券 売 却 損	158,070
有 価 証 券 評 価 損	556
金 融 派 生 商 品 費 用	90,059
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	287
貸 付 金 償 却	0
賃貸用不動産等減価償却費	6,744
そ の 他 運 用 費 用	32,620
事 業 費 用	273,747
そ の 他 経 常 費 用	86,684
経 常 利 益	257,191

科 目	金 額
特 別 利 益	6,377
固 定 資 産 等 処 分 益	4,476
負 の の れ ん 発 生 益	1,721
国 庫 補 助 金	179
特 別 損 失	46,949
固 定 資 産 等 処 分 損	26,442
減 損 損 失	1,126
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	18,582
本 社 移 転 費 用	603
補 助 金 事 業 支 出	179
そ の 他 特 別 損 失	15
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額	25,459
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	191,160
法 人 税 及 び 住 民 税 等	60,199
法 人 税 等 調 整 額	△ 9,014
法 人 税 等 合 計	51,185
当 期 純 利 益	139,974
非支配株主に帰属する当期純利益	1,006
親会社株主に帰属する当期純利益	138,968

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金
当期首残高	207,111	－	607,242	△75,106	739,248	526,981	△1,853	△6,124
在外子会社等の会計基準の改正による累積的影響額			△8,486		△8,486	6,067		
在外子会社等の会計基準の改正を反映した当期首残高	207,111	－	598,756	△75,106	730,762	533,048	△1,853	△6,124
当期変動額								
剰余金の配当			△51,437		△51,437			
親会社株主に帰属する当期純利益			138,968		138,968			
自己株式の取得				△113,073	△113,073			
自己株式の処分		△116		509	393			
自己株式の消却		△163,929		163,929	－			
土地再評価差額金の取崩			108		108			
利益剰余金から資本剰余金への振替		164,046	△164,046		－			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						202,768	△37	△108
当期変動額合計	－	－	△76,407	51,365	△25,041	202,768	△37	△108
当期末残高	207,111	－	522,349	△23,740	705,720	735,816	△1,891	△6,232

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	為 替 換 算 調 整 勘 定	在外子会社等に 係る債務評価 調 整 額	在外子会社等に 係る保険契約 評価調整額	在外子会社等に 係る保険契約 準備金評価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	38,742	3,810	—	—	561,555	304	5,721	1,306,829
在外子会社等の会 計基準の改正によ る累積的影響額	△10,662	△5,514	△3,618	124,448	110,721			102,235
在外子会社等の会 計基準の改正を反 映した当期首残高	28,079	△1,704	△3,618	124,448	672,276	304	5,721	1,409,064
当期変動額								
剰余金の配当								△51,437
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								138,968
自己株式の取得								△113,073
自己株式の処分								393
自己株式の消却								—
土地再評価差額金の取崩								108
利益剰余金から 資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	23,274	△3,431	177	11,287	233,931	△107	△209	233,614
当期変動額合計	23,274	△3,431	177	11,287	233,931	△107	△209	208,572
当期末残高	51,354	△5,135	△3,440	135,736	906,208	196	5,511	1,617,637

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等数

24社

会社名 太陽生命保険(株)、大同生命保険(株)、T & Dフィナンシャル生命保険(株)、T & Dユナイテッドキャピタル(株)、T & Dアセットマネジメント(株)、ペット&ファミリー損害保険(株)、(株)All Right、T&D Investment Management North America Inc.、T&D United Capital North America Inc.、T&D United Capital Europe GmbH、T & Dリスクソリューションズ(株)、T & Dコンファーム(株)、T & D情報システム(株)、T & Dリース(株)、東陽保険代行(株)、(株)太陽生命少子高齢社会研究所、(株)太陽ビルサービス、(株)大同マネジメントサービス、日本システム収納(株)、(株)全国ビジネスセンター、東陽興産(株)、(株)All Right少額短期保険及びその他2社

当連結会計年度において、T&D Investment Management North America Inc.を設立、また太陽生命保険(株)が(株)太陽ビルサービスを設立、及びT & Dユナイテッドキャピタル(株)がT&D United Capital Europe GmbHを設立、並びに(株)All Rightが(株)All Right少額短期保険(旧 アフラックペット少額短期保険(株))を子会社化したことから、それぞれを連結の範囲に含めております。

また、太陽生命保険(株)が同社の連結子会社である太陽信用保証(株)の株式の全てをT & D保険グループ外の会社に譲渡したことから、同社を連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結の子会社及び子法人等

0社

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

0社

(2) 持分法適用の関連法人等数

15社

会社名 Capital Taiyo Life Insurance Ltd.、
Thuriya Ace Technology Co., Ltd.、
エー・アイ・キャピタル(株)、
FGH Parent, L.P.、
Viridium Group Sarl及びその傘下7社、
Carlyle FCA Re, L.P.、
その他2社

当連結会計年度において、T & Dユナイテッドキャピタル(株)がViridium Group Sarl及び傘下7社並びにCarlyle FCA Re, L.P.、またその他1社の持分を取得したことから、それぞれを持分法適用の関連法人等に含めております。

(3) 持分法を適用していない非連結の子会社、子法人等及び関連法人等

0社

(4) 持分法適用の関連法人等の事業年度等に関する事項

持分法適用の関連法人等のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。また、一部の会社についてはその他の基準日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

一部の連結される子会社及び子法人等の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価基準及び評価方法

① 売買目的有価証券

・時価法（売却原価は移動平均法により算定）

② 満期保有目的の債券

・移動平均法による償却原価法（定額法）

③ 責任準備金対応債券

・移動平均法による償却原価法（定額法）

④ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のものは、時価法(売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法

その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

なお、一部の連結される子会社は、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理しております。

また、責任準備金対応債券のリスク管理方針の概要は次のとおりであります。

(太陽生命保険㈱)

アセットミックスによりポートフォリオ全体のリスク減殺効果を図り、負債コストを中長期的に上回ることを目指したバランス型ALMに基づく運用方針をたて、管理しております。

このような運用方針を踏まえ、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づいて、以下の保険契約を特定し小区分としております。

- ・一般資産区分については、団体保険商品区分、その他の商品区分、無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険等を除くすべての保険契約
- ・一般資産区分における無配当通貨指定型一時払個人年金保険及び無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険については、通貨別にすべての保険契約
- ・団体年金保険資産区分については、すべての拠出型企業年金保険契約
- ・利率変動型一時払保険資産区分については、すべての保険契約

(大同生命保険(株))

将来の債務履行を確実に行えるよう、保険商品の特性やリスク許容度を十分に考慮した資産運用方針をたて、管理しております。

このような運用方針のもと、保険商品の特性に応じて以下のとおり小区分を設定し、各小区分におけるデュレーションのコントロールを図る目的で保有する債券については、責任準備金対応債券に区分しております。

- ・一般資産区分における個人保険・個人年金保険
- ・無配当保険資産区分における個人保険・個人年金保険(今後5年超40年以内に発生する見込みのキャッシュ・フローを対象)
- ・団体年金保険資産区分における団体年金保険

(T & Dフィナンシャル生命保険(株))

保険商品の特性に応じて小区分を設定し、金利リスクを適切に管理するために、各小区分を踏まえた資産運用方針を策定しております。また、責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションが一定幅の中で一致していることを、定期的に検証しております。なお、小区分は次のとおり設定しております。

- ・個人保険(対象保険種類の将来支出の一定到達年齢以上部分)
- ・積立利率型個人保険
- ・積立利率型定額年金保険

ただし、一部保険種類及び一部給付部分を除く。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は時価法により処理しております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、主として定率法により、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び構築物を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、建物附属設備及び構築物	2～50年
器具備品	2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。

③ リース資産

リース資産の減価償却は、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。

④ 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

太陽生命保険(株)、大同生命保険(株)及びT & Dフィナンシャル生命保険(株)（以下「生命保険会社3社」という。）の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権（正常先債権及び要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額等を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は327百万円であります。

生命保険会社3社以外の連結される子会社及び子法人等については、重要性を勘案した上で必要と認められる範囲で資産査定を実施し、その査定結果に基づいて上記に準じた引当を行っております。

② 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 株式給付引当金

株式給付引当金は、従業員等への当社株式の交付に備えるため、当社及びグループ各社の社内規程に基づく株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、一部の連結される子会社及び子法人等の社内規程に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

発生年度に全額を費用処理しております。

(6) 価格変動準備金の計上方法

生命保険会社3社の価格変動準備金は、価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(7) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。なお、在外の子会社、子法人等及び関連法人等の資産、負債、収益及び費用は、同社の決算期末日等の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 太陽生命保険㈱のヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ
通貨スワップ
為替予約、通貨オプション
オプション
信用取引
先渡取引

(ヘッジ対象)

貸付金
外貨建貸付金
外貨建資産
国内・外国株式、国内・外国上場投資信託、国内債券
国内・外国株式、国内・外国上場投資信託
国内・外国株式、国内・外国上場投資信託

③ ヘッジ方針

資産運用に係るリスク管理の方針を踏まえた社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係るキャッシュ・フロー変動リスク及び価格変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析等の方法により、半期ごとにヘッジの有効性を評価しております。ただし、特例処理等によっている金利スワップ、振当処理によっている通貨スワップ、ヘッジ対象資産とヘッジ手段が同一通貨の為替予約及び通貨オプション、国内・外国株式及び国内・外国上場投資信託をヘッジ対象とするオプション、信用取引及び先渡取引、国内債券をヘッジ対象とするオプションについては、有効性の評価を省略しております。

(ロ)大同生命保険(株)のヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、時価ヘッジ処理を採用しております。なお、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約	外貨建有価証券、外貨建定期預金
通貨オプション	外貨建有価証券

③ ヘッジ方針

資産運用に関する社内規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性がある場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(ハ)㈱T & Dホールディングスのヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしていることから、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金

③ ヘッジ方針

変動金利借入に係る取締役会決議等に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

持分法適用にあたり発生した投資差額（のれん相当額）は、定額法により20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却しております。なお、金額に重要性のない場合には、発生連結会計年度に全額償却しております。

(10) その他採用した重要な会計方針

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害保険子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

② 保険料等収入

生命保険会社3社の保険料等収入（再保険収入を除く）は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した保険料のうち、当連結会計年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

③ 保険金等支払金・支払備金

生命保険会社3社の保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、当連結会計年度末時点において支払義務が発生したもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもの（以下、「既発生未報告支払備金」という。）のうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

既発生未報告支払備金については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設又は自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「みなし入院」という。）等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号（以下「ＩＢＮＲ告示」という。）第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、ＩＢＮＲ告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。

（計算方法の概要）

ＩＢＮＲ告示第1条1項本則に掲げる全ての連結会計年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、ＩＢＮＲ告示第1条1項本則と同様の方法により算出しております。

④ 再保険収入・再保険料

生命保険会社３社の再保険収入は、再保険協約書に基づいて受領する保険金等を、元受保険契約に係る保険金等の支払時等に計上しております。

生命保険会社３社の再保険料は、再保険協約書に基づいて支払う保険料等を、元受保険契約に係る保険料の収納時又は当該協約書の締結時等に計上しております。

なお、資産留保型修正共同保険式再保険については、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る新契約費相当額の一部として受け取る額を再保険収入に計上するとともに、同額を未償却出再手数料として再保険貸に計上し、再保険契約期間にわたって償却しております。

また、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金は、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立としております。

⑤ 責任準備金

生命保険会社３社の責任準備金は、当連結会計年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第4条第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

a. 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式

（平成8年大蔵省告示第48号）

b. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

5 収益認識

売上高にかわる経常収益の内訳は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）第3項により同会計基準適用対象外となる保険料等収入及び資産運用収益が大半であり、顧客との契約から生じる収益は重要性に乏しいため、連結損益計算書におけるそれ以外の収益との区分表示及び連結貸借対照表における契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権と他の資産又は負債との区分表示を省略しております。また、以下の情報に関する記載を省略しております。

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - ① 顧客との契約及び履行義務に関する情報
 - ② 取引価格の算定に関する情報
 - ③ 履行義務への配分額の算定に関する情報
 - ④ 履行義務の充足時点に関する情報
 - ⑤ 収益認識に関する会計基準の適用における重要な判断
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - ① 契約資産及び契約負債の残高等
 - ② 残存履行義務に配分した取引価格

6 重要な会計上の見積り

(1) 責任準備金

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
責任準備金	13,825,376
責任準備金繰入額	256,641

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

責任準備金の算出方法は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項－4 会計方針に関する事項－(10) その他採用した重要な会計方針－⑤責任準備金」に記載のとおりであります。

保険料及び責任準備金の算出方法書に記載された計算前提（予定発生率・予定利率等の基礎率）が、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第69条第5項に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。

(2) 退職給付に関する会計処理

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：百万円)

	当連結会計年度
退職給付に係る資産	17,357
退職給付に係る負債	22,976

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

退職給付債務及び退職給付費用は、将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件や年金資産の長期期待運用収益率等に基づいて算出しております。

なお、退職給付見込額の期間帰属方法については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項－4 会計方針に関する事項－(5) 退職給付に係る会計処理の方法」に記載のとおりであります。

数理計算上の計算基礎に関する事項は、「連結貸借対照表の注記－15 退職給付関係」に記載のとおりであり、主要な仮定である割引率や長期期待運用収益率等が変動した場合、退職給付に係る資産・負債に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
(単位：百万円)

	当連結会計年度
減損損失	1,126

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結される子会社である生命保険会社3社は、保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産（営業用資産）グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産（投資用資産）グループとしております。

なお、当社及びその他の連結される子会社及び子法人等は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産（営業用資産）グループとしております。

減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し、帳簿価額から回収可能価額（割引後の将来キャッシュ・フローと正味売却価額のいずれか大きい方）を控除した額を損失として計上しております。

減損の認識の判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローの主要な仮定は、営業用資産については、中期計画等に基づく保険営業活動から生じる損益を使用しており、投資用資産については、物件ごとの過去実績及び今後の収支見込みに基づき算出しております。

主要な仮定である保険営業活動から生じる損益や物件ごとの収支見込みが悪化し、割引前将来キャッシュ・フローが変動した場合、減損損失を計上する可能性があります。

(4) 持分法適用会社に関するのれん相当額の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
有価証券（Viridium Group Sarlに対する持分法評価額）	124,885
同有価証券に含まれるのれん相当額	65,847

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

Viridium Group Sarl（以下「Viridium」という）の持分取得日における投資と、これに対応するViridiumの資本との差額を、のれん相当額として有価証券に含めて計上し、定額法により10年間で償却しております。

当該のれん相当額については、Viridiumへの投資全体に関して減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候の有無は、Viridiumの損益又はキャッシュ・フローの状況やその見込み、経営環境の著しい悪化や悪化する見込みの有無、その他の事象を考慮して総合的に検討しております。

減損の兆候があると判断された場合には、のれん相当額を含む有価証券全体について減損損失を認識するかの判定を行います。判定の結果、減損損失の認識が必要と判断した場合には、有価証券の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は持分法による投資損失として計上します。

減損の兆候となる損益又はキャッシュ・フローの状況や経営環境の著しい悪化等が発生した場合には、翌連結会計年度以降において、減損損失に該当する持分法による投資損失が発生する可能性があります。

なお、当連結会計年度において、減損の兆候は無いと判断しており、減損損失に該当する持分法による投資損失は計上しておりません。

7 未適用の会計基準等

(1) リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

①概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

② 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

(2) 金融商品会計に関する実務指針（移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会）

①概要

ファンドに組み入れた非上場株式を時価評価することにより、財務諸表の透明性向上と、投資家に対する情報開示の充実化を図ることを目的として、またその結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタルファンド等に供給されることを期待して、企業会計基準委員会において、「金融商品会計に関する実務指針」の改正が行われました。

本改正では、一定の要件を満たす組合等への出資について、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式を時価評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができる定めが新設されました。当該定めを適用する場合、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価のうえ、評価差額の持分相当額は純資産の部に計上し、減損処理については時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って行います。

② 適用予定日

2027年3月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

影響額については、現時点で評価中であります。

8 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 役員に対する株式報酬制度

当社は、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。監査等委員でない取締役と併せて、以下「取締役等」という。）並びに生命保険会社３社の取締役（社外取締役を含む非常勤取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）を対象に、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、信託の仕組みを活用して当社株式等を交付等する役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託（以下、本制度という。）を導入しております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

①取引の概要

当社及び生命保険会社３社の社内規程に基づき対象取締役等にポイントを付与し、退任時に累積ポイントに相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を信託を通じて交付及び給付します。対象取締役等に対し交付等する当社株式等については、予め当社が信託した金銭により取得します。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は2,031百万円、株式数は1,151,800株であります。

(2) 従業員に対する株式付与制度

当社は、グループ従業員を対象に、会社業績や株価上昇への意識を一層高めることで、中長期的な企業価値向上へつなげ、株主との価値共有を促進すること等を目的として、信託の仕組みを活用した株式付与制度（E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託。以下「従業員向け制度」という。）を導入しております。なお、従業員向け制度の対象者は、当社、太陽生命保険(株)、大同生命保険(株)、T & Dフィナンシャル生命保険(株)、T & Dアセットマネジメント(株)、ペット＆ファミリー損害保険(株)、T & D情報システム(株)、T & Dリース(株)、東陽保険代行(株)及び(株)大同マネジメントサービスの従業員（国内非居住者を除く。）です。

従業員向け制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しております。

①取引の概要

グループ各社が定める株式交付規程に基づき従業員にポイントを付与し、一定の要件を充足する従業員に対し累積ポイントに相当する当社株式を信託を通じて交付します。従業員に対し交付する当社株式については、予め当社が信託した金銭により取得します。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は4,079百万円、株式数は1,556,843株であります。

（在外関連法人等における改訂米国会計基準の適用）

米国会計基準を適用する一部の在外関連会社において、当連結会計年度の期首より「金融サービス－保険契約」（Topic944）（ASU第2018-12号、ASU第2019-09号、ASU第2020-11号）を適用しております。

当該会計基準は、将来保険給付に係る負債の会計処理等について改正されたものであり、本適用に伴い、同社の一部の保険負債について、割引率の変更や保険前提の見直しなど、新たな計算方式で評価しております。

当該会計基準は遡及適用され、当該会計基準の適用に伴う累積的影響額は、当連結会計年度の期首時点の純資産に加減しております。この結果、利益剰余金の当期首残高は8,486百万円減少、その他有価証券評価差額金は6,067百万円増加、為替換算調整勘定は10,662百万円減少、在外子会社等に係る債務評価調整額は5,514百万円減少し、新たに在外子会社等に係る保険契約評価調整額を△3,618百万円、在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金を124,448百万円計上しております。

連結貸借対照表の注記

1 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項、並びに金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、生命保険事業を主たる事業として各種生命保険の引受けを行っており、保険料として収受した金銭等を有価証券、貸付金等の金融資産にて運用しております。

資産運用に際しては、お客さまからお預かりした保険料を効率的に運用するため、資本・収益・リスクを一体的に管理するE R Mの考えに基づき、生命保険契約の負債特性を踏まえた長期に安定した収益を確保できるポートフォリオを構築するとともに、健全性や公共性にも配慮しながら取り組む方針としております。

なお、デリバティブ取引は、金融資産の運用に際して生じる価格変動リスク等をヘッジする目的で行っているほか、一部現物資産を補完する目的で利用しております。

また、より一層財務内容の健全性を向上させることを目的として、劣後性資金（社債、借入金）の調達を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であります。

有価証券の種類は、国内外の公社債、株式、投資信託等であり、安定的な収益確保、市場見通しに基づく運用、長期保有による運用等を目的に保有しており、これらは、発行体の信用リスク、金利、為替、株式等の相場変動による市場リスク及び市場流動性リスクに晒されております。

貸付金には、保険契約者に対する保険約款貸付のほか、当該保険約款貸付以外の貸付で主に国内の企業や個人向けの一般貸付があります。一般貸付は、安定的な収益確保を目的に実施しておりますが、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、保険約款貸付は、解約返戻金の範囲内で行っており、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引は、主に金融資産の価格変動リスク等をヘッジする目的で株価指数先物取引、為替予約取引、金利スワップ取引等を行うほか、一部で、現物資産をポートフォリオに組入れるまでの時間的な問題を解消する等、現物資産を補完する目的で活用しており、投機的な取引は行っておりません。

取組みにあたっては、取引内容、ヘッジ対象、取引枠等の許容範囲を明確にするとともに、取組み状況を適切に管理することにより、リスク管理の徹底を図っております。

なお、ヘッジとして取り組むデリバティブ取引に対するヘッジ会計の適用については、適用要件、対象取引、有効性の評価方法及び指定方法を社内規程に明確に定め、貸付金に係る金利スワップ、外貨建資産に係る為替予約取引等を適用対象として適正に行っております。ヘッジの有効性の判定は、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析の方法等によっております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 全般的なリスク管理体制

当社グループでは、主たる事業である生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性及び適切性を確保するため、リスクを的確に把握し管理していくことを経営の重要課題のひとつとして位置づけ、持株会社である当社がグループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定めた「グループリスク管理基本方針」を策定し、生命保険会社３社等において、各社の事業特性及びリスクプロファイルに応じた適切なリスク管理体制を整備しております。

組織面では、グループにおけるリスクを統括管理するためグループリスク統括委員会を設置し、統一したリスク管理指標に基づくリスクの状況等について、生命保険会社３社等から定期的及び必要に応じて報告を受け、グループ各社が抱える各種リスクの状況を把握しております。また、当社は、必要に応じて生命保険会社３社等に対し指導・助言を行うことにより、各社におけるリスク管理を徹底し、グループ全体のリスク管理体制の強化に取り組んでおります。

生命保険会社３社は、リスク管理の徹底を目的としてリスクを統括する委員会等を設置するとともに、資産運用部門の投融資執行部門と事務管理部門の分離、審査部門の独立、内部監査部門による内部監査の実施など、内部牽制が働く体制としております。

なお、当社グループでは、リスクを経済価値ベースで収益・資本と一体的に管理するためグループERM委員会を設置し、ERMの推進・充実を通じて、安定的・持続的なグループ企業価値の増大に取り組んでおります。

b. 市場リスクの管理

市場リスクに関しては、金利、株価、為替等の運用環境の変化に対する保有資産の感応度を把握し、各資産のリスク特性に応じて適切なリスク管理を行うとともに、バリュエーション・アット・リスク（以下「VaR」という。）を用いてポートフォリオ全体としてリスクを把握し、資金配分の見直しやリスクヘッジなどによりリスクを適切にコントロールしております。

c. 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、与信先ごとに付与した社内格付を活用してVaRを用いたリスクの計量化を行い、ポートフォリオ全体としてリスクを把握・コントロールしております。また、リスクに応じて業種や企業グループ単位での投融資限度額等を設定し、特定業種・企業グループへの与信集中を制御しております。

d. 流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、リスク管理部門が流動性の高い資産の確保の状況、キャッシュ・フローの状況、金融証券市場の動向、個別金融商品の状況等を把握することにより、一定の流動性を確保するとともに、資金調達のために資産の流動化を円滑に行える体制を整備することを通じて、適切なリスク管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によってした場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（以下、「組合出資金等」）は、次表には含めておりません（(注1)を参照ください。）。また、現金及び預貯金、コールローン、買入金銭債権のうちコマーシャルペーパー、短期社債、債券貸借取引受入担保金は主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①買入金銭債権	115,612	101,351	△14,260
a 有価証券として取り扱うもの	113,281	99,228	△14,053
・満期保有目的の債券	86,500	72,447	△14,053
・其他有価証券	26,781	26,781	—
b 上記以外	2,330	2,123	△206
②金銭の信託	1,220,462	1,061,854	△158,608
a 運用目的の金銭の信託	1,989	1,989	—
b 満期保有目的の金銭の信託	26,849	19,692	△7,157
c 責任準備金対応の金銭の信託	962,091	810,641	△151,450
d その他の金銭の信託	229,531	229,531	—
③有価証券	12,029,486	10,435,480	△1,594,005
a 売買目的有価証券(*1)	149,310	149,310	—
b 満期保有目的の債券	650,366	559,939	△90,426
c 責任準備金対応債券	5,526,433	4,022,854	△1,503,578
d 其他有価証券(*1)	5,703,375	5,703,375	—
④貸付金	1,505,512	1,447,981	△57,530
a 保険約款貸付(*2)	107,060	109,671	2,620
b 一般貸付(*2)	1,401,035	1,338,309	△60,151
c 貸倒引当金(*3)	△2,583	—	—
資産計	14,871,073	13,046,668	△1,824,405
①社債	224,000	216,643	△7,357
②其他負債中の借入金	96,962	94,830	△2,131
負債計	320,962	311,473	△9,488
デリバティブ取引(*4)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,099)	(3,099)	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(26,844)	(24,795)	2,048
デリバティブ取引計	(29,943)	(27,895)	2,048

(*1)一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(*2)差額欄は、貸倒引当金を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(*3)貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)市場価格のない株式等(非上場株式等)及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「資産③有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関連法人等の株式等	245,529
非上場株式等(*1)	126,846
組合出資金等(*2)	118,683
その他有価証券	594,574
非上場株式等(*1)(*3)	29,780
組合出資金等(*2)(*3)	564,793

(*1) 非上場株式等については、市場価格がないことから「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 非上場株式等及び組合出資金等について、437百万円減損処理を行っております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
買入金銭債権	—	25,606	1,174	26,781
その他有価証券	—	25,606	1,174	26,781
金銭の信託	1,933	229,587	—	231,521
運用目的の金銭の信託	1,933	56	—	1,989
その他の金銭の信託	—	229,531	—	229,531
有価証券	2,355,230	2,560,641	—	4,915,872
売買目的有価証券	—	149,252	—	149,252
外国証券	—	21	—	21
外国その他の証券	—	21	—	21
その他の証券	—	149,231	—	149,231
その他有価証券	2,355,230	2,411,388	—	4,766,619
公社債	684,972	847,569	—	1,532,541
国債	624,180	—	—	624,180
地方債	—	28,210	—	28,210
社債	60,791	819,359	—	880,151
株式	768,423	—	—	768,423
外国証券	548,301	1,479,849	—	2,028,150
外国公社債	229,639	267,751	—	497,391
外国株式	38,169	—	—	38,169
外国その他の証券	280,492	1,212,097	—	1,492,589
その他の証券	353,533	83,970	—	437,504
デリバティブ取引	455	8,368	—	8,824
通貨関連	—	3,825	—	3,825
株式関連	455	4,543	—	4,999
資産計	2,357,620	2,824,204	1,174	5,182,999
デリバティブ取引	—	38,082	686	38,768
通貨関連	—	37,768	—	37,768
株式関連	—	313	686	999
負債計	—	38,082	686	38,768

(*) 一部の投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託については上記表に含めておりません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	－	72,447	2,123	74,570
満期保有目的の債券	－	72,447	－	72,447
有価証券として取り扱うもの以外	－	－	2,123	2,123
金銭の信託	830,333	－	－	830,333
満期保有目的の金銭の信託	19,692	－	－	19,692
責任準備金対応の金銭の信託	810,641	－	－	810,641
有価証券	3,410,798	1,171,995	－	4,582,794
満期保有目的の債券	384,701	175,238	－	559,939
公社債	383,783	141,761	－	525,544
国債	383,311	－	－	383,311
地方債	－	35,357	－	35,357
社債	472	106,403	－	106,876
外国証券	917	33,477	－	34,394
外国公社債	917	33,477	－	34,394
責任準備金対応債券	3,026,097	996,757	－	4,022,854
公社債	3,002,761	979,285	－	3,982,047
国債	2,992,631	－	－	2,992,631
地方債	－	183,784	－	183,784
社債	10,130	795,501	－	805,631
外国証券	23,336	17,471	－	40,807
外国公社債	23,336	17,471	－	40,807
貸付金	－	－	1,447,981	1,447,981
保険約款貸付	－	－	109,671	109,671
一般貸付	－	－	1,338,309	1,338,309
デリバティブ取引	－	2,048	－	2,048
金利関連	－	2,048	－	2,048
資産計	4,241,132	1,246,491	1,450,104	6,937,728
社債	－	216,643	－	216,643
その他負債中の借入金	－	58,028	36,801	94,830
負債計	－	274,671	36,801	311,473

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

買入金銭債権

有価証券として取り扱うことが適当と認められるものは有価証券と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。貸付金として取り扱うことが適当と認められるものは貸付金と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

金銭の信託

主として有価証券で運用する金銭の信託は有価証券と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、構成物のレベルに基づき時価を分類しております。

また、上記以外に、金銭の信託内において為替予約取引、通貨オプション取引及び株価指数オプション取引等を利用しており、時価の算定はデリバティブ取引の方法によっております。

有価証券

上場株式は市場における相場価格を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できる場合はレベル1の時価に分類しております。

債券は観察可能な取引価格等を時価としており、活発な市場における無調整の取引価格等を利用できる場合はレベル1、観察可能な取引価格等を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。取引価格等が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法等により時価を算定しております。算定に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、国債利回り、信用リスクのプレミアム等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

また、投資信託は市場における相場価格又は業界団体や投資信託委託会社が公表する基準価額等を時価としており、市場における無調整の相場価格を利用できる場合はレベル1、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。

貸付金

① 保険約款貸付

過去の実績に基づく返済率から生成した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリー・レートで割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

② 一般貸付

変動金利による一般貸付は、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

固定金利による一般貸付は、元利金の合計額をリスク・フリー・レートに信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

これらの取引については、観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

社債

市場における相場価格又は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しており、市場における相場価格を利用できる場合はレベル2の時価、そうでない場合には当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

借入金

元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察可能な場合はレベル2の時価、そうでない場合にはレベル3の時価に分類しております。

また、変動金利による借入金は、短期間で市場金利を反映するため、借入先である当社の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

デリバティブ取引

①為替予約取引は、先物為替相場等を使用しており、レベル2の時価に分類しております。

②株価指数先物、株式先渡取引、株価指数オプション、個別株式オプション、債券先物、債券オプション、通貨オプション、通貨スワップ及び金利スワップ取引については、市場における相場価格又は観察可能な市場データに基づき算定された価格等を時価としており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できる場合はレベル1の時価、そうでない場合にはレベル2、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3の時価に分類しております。

(注2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの 範囲	インプットの 加重平均
買入金銭債権	割引現在価値法	割引率	3.11%	3.11%

② 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	買入金銭債権	デリバティブ取引	合計
期首残高	1,299	－	1,299
当連結会計年度の損益又は その他の包括利益	△33	△461	△495
損益に計上（＊１）	－	△461	△461
その他の包括利益に計上	△33	－	△33
購入、売却、発行及び決済の純額	△91	△224	△315
レベル３の時価への振替	－	－	－
レベル３の時価からの振替	－	－	－
期末残高	1,174	△686	488
当期の損益に計上した額のうち連結貸 借対照表日において保有する金融資産 及び負債の評価損益	－	△461	△461

（＊１） 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

③ 時価評価のプロセスの説明

当社グループは時価の算定に関する方針及び手続を定め、これに沿って時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性の運用状況について確認しており、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

④ 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

買入金銭債権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は、国債金利と信用リスクのプレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(4) 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす投資信託

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなす一部の投資信託については、(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の開示を行っておりません。当該投資信託の連結貸借対照表における金額は金融資産936,813百万円であります。

① 投資信託財産が金融商品である投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	売買目的有価証券	その他有価証券	合計
	外国その他の証券	外国その他の証券	
期首残高	511	686,814	687,326
当連結会計年度の損益又はその他の包括利益	△385	94,490	94,104
損益に計上(*)	△385	67,156	66,770
その他の包括利益に計上	—	27,333	27,333
購入、売却及び償還の純額	△67	79,894	79,826
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—	—	—
期末残高	58	861,199	861,257
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益(*)	△41	5,898	5,856

(*) 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

② 投資信託財産が金融商品である投資信託の解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

	売買目的有価証券	その他有価証券	合計
	外国その他の証券	外国その他の証券	
解約又は買戻請求の申込可能日の頻度等に制限があるもの	58	654,634	654,692
上記以外	—	206,564	206,564
合計	58	861,199	861,257

③ 投資信託財産が不動産である投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	その他有価証券		合計
	外国その他の証券	その他の証券	
期首残高	7,052	60,757	67,810
当連結会計年度の損益又はその他の包括利益	376	1,592	1,968
損益に計上	—	—	—
その他の包括利益に計上	376	1,592	1,968
購入、売却及び償還の純額	—	5,777	5,777
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	—	—	—
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	—	—	—
期末残高	7,429	68,127	75,556
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益	—	—	—

2 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

当社グループは、全国主要都市を中心に、主に賃貸用のオフィスビルを所有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は274,213百万円、時価は419,455百万円であります。

なお、時価の算定にあたっては、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額によっております。

3 保険業法に基づく債権の状況

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は82百万円であり、それぞれの内訳は次のとおりであります。

(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は27百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、122百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 債権のうち、危険債権額は6百万円であります。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

(3) 債権のうち、三月以上延滞債権額は12百万円であります。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

(4) 債権のうち、貸付条件緩和債権額は36百万円であります。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

4 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は241,044百万円であります。

5 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産及び負債の額

特別勘定の資産の額は156,710百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

6 1株当たりの純資産額

1株当たりの純資産額は、3,359円12銭であります。

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託に残存する当社の株式は、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

これに伴い、1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は2,708,643株であります。

7 契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

当連結会計年度期首残高	68,289百万円
当連結会計年度契約者配当金支払額	26,483百万円
利息による増加等	57百万円
その他による減少額	11百万円
契約者配当準備金繰入額	25,459百万円
当連結会計年度末現在高	67,311百万円

8 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は、次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	33,491百万円
貸出実行残高	12,687百万円
差引額	20,803百万円

9 有価証券の貸付額

消費貸借契約により貸付けている有価証券の連結貸借対照表計上額は、1,311,244百万円であります。

10 劣後特約付社債

社債のうち90,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

11 劣後特約付借入金

その他負債に計上している借入金のうち13,500百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

12 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法

太陽生命保険(株)は「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める標準地の標準価格及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価ほかに基づき、合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

13 組織変更剰余金額

保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額は、太陽生命保険(株)63,158百万円、大同生命保険(株)10,836百万円であります。

14 関連法人等の株式及び出資金

有価証券には、関連法人等の株式126,846百万円及び出資金118,683百万円を含んでおります。

15 退職給付関係

退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内の連結される子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、退職年金制度及び退職一時金制度を設けています。

なお、一部の連結される子会社は、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けています。

また、一部の連結される子会社は、退職給付信託を設定しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	131,240百万円
勤務費用	4,794百万円
利息費用	2,435百万円
数理計算上の差異の発生額	△16,560百万円
退職給付の支払額	△6,431百万円
その他	27百万円
退職給付債務の期末残高	115,505百万円

(注) 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	107,535百万円
期待運用収益	2,157百万円
数理計算上の差異の発生額	△2,501百万円
事業主からの拠出額	7,445百万円
退職給付の支払額	△4,749百万円
年金資産の期末残高	109,886百万円

- ③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	93,795百万円
年金資産	△109,886百万円
(うち退職給付信託)	(△48,571百万円)
	△16,091百万円
非積立型制度の退職給付債務	21,709百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,618百万円
退職給付に係る負債	22,976百万円
退職給付に係る資産	△17,357百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,618百万円

- ④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	4,794百万円
利息費用	2,435百万円
期待運用収益	△2,157百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△14,058百万円
その他	27百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	△8,958百万円

(注) 簡便法を採用している会社の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。

⑤ 年金資産に関する事項

イ 年金資産の主な内訳

債券	58.1%
生命保険一般勘定	15.5%
外国証券	11.5%
株式	7.5%
現金及び預金	3.4%
共同運用資産	2.1%
不動産	1.8%
その他	0.0%
合計	100.0%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が44.2%含まれております。

ロ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する様々な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.12%～3.40%
長期期待運用収益率	1.75%～2.75%

(3) 確定拠出制度

連結される子会社の確定拠出制度への要拠出額は、287百万円であります。

16 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

価格変動準備金	86,655百万円
保険契約準備金	69,221百万円
退職給付に係る負債	23,132百万円
有価証券評価損	15,947百万円
その他有価証券評価差額金	6,636百万円
その他	38,265百万円
小計	239,858百万円
評価性引当額	△18,029百万円
繰延税金資産合計	221,828百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△298,033百万円
その他	△16,258百万円
繰延税金負債合計	△314,292百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△92,463百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度の法定実効税率は、28.0％であります。法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

- (3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結される国内子会社は、当社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

17 担保に供している資産の額及び担保付債務の額

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券(国債)	1,457,585百万円
有価証券(外国証券)	127,300百万円
金融商品等差入担保金	4,542百万円
計	1,589,428百万円

これらのうち、有価証券については、主にR T G S（国債即時決済用）専用口座借越枠用担保、有価証券担保付債券貸借取引、先物取引委託証拠金等の代用として差し入れております。

担保付債務

債券貸借取引受入担保金	731,104百万円
-------------	------------

18 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価

該当事項はありません。

19 スtock・オプションに関する事項

(1) スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

(2) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① スtock・オプションの内容

	当社第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 7名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 40名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 449,600株
付与日	2012年7月31日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自 2012年8月1日 至 2042年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	当社第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 7名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 39名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 235,500株
付与日	2013年8月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自 2013年8月2日 至 2043年8月1日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	当社第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 6名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 41名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 231,300株
付与日	2014年8月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自 2014年8月2日 至 2044年8月1日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	当社第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 15名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 43名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 170,700株
付与日	2015年8月3日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自 2015年8月4日 至 2045年8月3日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	当社第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 10名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 48名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 379,800株
付与日	2016年8月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自 2016年8月2日 至 2046年8月1日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	当社第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 10名 当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員 47名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 208,200株
付与日	2017年8月1日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	自 2017年8月2日 至 2047年8月1日

(注) 株式数に換算して記載しております。

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したStock・オプションを対象とし、Stock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

a. Stock・オプションの数

	当社第1回 新株予約権	当社第2回 新株予約権	当社第3回 新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			—
前連結会計年度末	31,700株	21,400株	34,100株
権利確定	—	—	—
権利行使	12,000株	6,900株	12,000株
失効	—	—	—
未行使残	19,700株	14,500株	22,100株

	当社第4回 新株予約権	当社第5回 新株予約権	当社第6回 新株予約権
権利確定前			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後			
前連結会計年度末	36,100株	79,800株	56,500株
権利確定	—	—	—
権利行使	15,300株	29,500株	16,600株
失効	—	—	—
未行使残	20,800株	50,300株	39,900株

b. 単価情報

	当社第1回 新株予約権	当社第2回 新株予約権	当社第3回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	3,179円	3,179円	3,179円
付与日における公正な評価単価	685円	1,143円	1,153円

	当社第4回 新株予約権	当社第5回 新株予約権	当社第6回 新株予約権
権利行使価格	1円	1円	1円
行使時平均株価	3,178円	3,178円	3,178円
付与日における公正な評価単価	1,708円	918円	1,485円

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

連結損益計算書の注記

1 1株当たりの当期純利益の額

1株当たりの当期純利益の額は279円64銭であります。

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託に残存する当社の株式は、1株当たりの当期純利益の額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

これに伴い、1株当たりの当期純利益の額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,761,401株であります。

2 固定資産等処分損に関する事項

固定資産等処分損には、太陽生命ローン債権の売却損24,913百万円（諸経費込み）を含んでおります。

3 減損損失に関する事項

当連結会計年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産をグルーピングした方法

生命保険会社3社は、保険営業等の用に供している不動産等について、保険営業等全体で1つの資産グループとし、それ以外の賃貸不動産等及び遊休不動産等について、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

なお、当社及び生命保険会社3社を除く連結される子会社及び子法人等は、事業の用に供している不動産等について、各社ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループについて、市場価格の著しい下落や、賃料水準の低迷等による収益性の低下が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	場所	種類		合計
		土地	建物等	
遊休不動産等	福岡県久留米市など3件	156	65	222
賃貸不動産等	高知県高知市など5件	334	568	903
合計	—	491	634	1,126

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値を適用しております。

なお、正味売却価額は原則として、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額から処分費用見込額を差し引いて算定しております。また、使用価値は、将来キャッシュフローを5.20%で割り引いて算定しております。

連結株主資本等変動計算書の注記

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株 式 数(株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数(株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数(株)	当連結会計年度末 株 式 数(株)
発行済株式 普通株式	544,000,000	—	56,000,000	488,000,000
自己株式 普通株式	31,906,171	32,478,888	56,250,888	8,134,171

- (注) 1 普通株式の発行済株式の株式数の減少は、以下によるものであります。
2026年2月13日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却56,000,000株
- 2 普通株式の自己株式の株式数の増加は、以下によるものであります。
2025年3月31日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得27,980,400株
2024年5月15日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得2,265,800株
会社法第155条第8号に該当する自己株式の取得2,211,219株
単元未満株式の買取り21,469株
- 3 普通株式の自己株式の株式数の減少は、以下によるものであります。
2026年2月13日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却56,000,000株
ストック・オプションの行使92,300株
役員報酬B I P信託による交付101,200株
役員報酬B I P信託による売却50,900株
株式付与E S O P信託による交付6,009株
株式付与E S O P信託による売却479株
- 4 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式1,151,800株（当連結会計年度期首は1,303,900株）及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式1,556,843株（当連結会計年度期首は1,563,331株）が含まれております。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	20,598百万円	40.0円	2025年 3月31日	2025年 6月27日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	30,839百万円	62.0円	2025年 9月30日	2025年 12月5日

- (注) 1 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する自己株式に対する配当金52百万円及び株式付与E S O P信託が保有する自己株式に対する配当金62百万円が含まれております。
- 2 2025年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する自己株式に対する配当金72百万円及び株式付与E S O P信託が保有する自己株式に対する配当金96百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2026年6月25日 定時株主総会	普通株式	32,815百万円	利益剰余金	68.0円	2026年 3月31日	2026年 6月26日

- (注) 1 2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として付議する予定であります。
- 2 配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する自己株式に対する配当金78百万円及び株式付与E S O P信託が保有する自己株式に対する配当金105百万円が含まれております。

3 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	196

重要な後発事象

該当事項はありません。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

2025年度（2026年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,207	流 動 負 債	7,051
現 金 及 び 預 金	27,829	リ ー ス 債 務	7
前 払 費 用	54	未 払 金	2,407
未 収 入 金	914	未 払 費 用	855
仮 払 金	1	未 払 法 人 税 等	1
そ の 他	408	未 払 消 費 税 等	63
固 定 資 産	1,093,287	預 り 金	3,508
有 形 固 定 資 産	152	役 員 賞 与 引 当 金	127
建 物	132	そ の 他	79
器 具 及 び 備 品	11	固 定 負 債	326,666
リ ー ス 資 産	9	社 債	224,000
投 資 そ の 他 の 資 産	1,093,135	長 期 借 入 金	59,500
関 係 会 社 株 式	758,180	関 係 会 社 長 期 借 入 金	33,700
関 係 会 社 出 資 金	3,296	リ ー ス 債 務	2
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	331,100	長 期 未 払 金	6,331
繰 延 税 金 資 産	327	株 式 給 付 引 当 金	3,128
預 託 金	231	退 職 給 付 引 当 金	1
資 産 合 計	1,122,494	預 り 保 証 金	2
		負 債 合 計	333,718
		(純資産の部)	
		株 主 資 本	788,579
		資 本 金	207,111
		資 本 剰 余 金	163,428
		資 本 準 備 金	89,420
		そ の 他 資 本 剰 余 金	74,008
		利 益 剰 余 金	441,780
		そ の 他 利 益 剰 余 金	441,780
		繰 越 利 益 剰 余 金	441,780
		自 己 株 式	△ 23,740
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 0
		新 株 予 約 権	196
		純 資 産 合 計	788,776
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,122,494

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	169,118
関 係 会 社 受 取 配 当 金	159,017
関 係 会 社 受 入 手 数 料	6,966
関 係 会 社 貸 付 金 利 息	3,134
営 業 費 用	7,032
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,032
営 業 利 益	162,086
営 業 外 収 益	280
受 取 利 息	109
未 払 配 当 金 除 斥 益	169
そ の 他	1
営 業 外 費 用	4,001
支 払 利 息	2,963
支 払 手 数 料	669
社 債 発 行 費	321
そ の 他	47
経 常 利 益	158,364
税 引 前 当 期 純 利 益	158,364
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△ 95
法 人 税 等 調 整 額	21
法 人 税 等 合 計	△ 74
当 期 純 利 益	158,439

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	207,111	89,420	238,054	327,474	334,778	334,778
当期変動額						
剰余金の配当					△51,437	△51,437
当期純利益					158,439	158,439
自己株式の取得						
自己株式の処分			△116	△116		
自己株式の消却			△163,929	△163,929		
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	△164,046	△164,046	107,001	107,001
当期末残高	207,111	89,420	74,008	163,428	441,780	441,780

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	△75,106	794,258	0	0	304	794,563
当期変動額						
剰余金の配当		△51,437				△51,437
当期純利益		158,439				158,439
自己株式の取得	△113,073	△113,073				△113,073
自己株式の処分	509	393				393
自己株式の消却	163,929	－				－
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△0	△0	△107	△107
当期変動額合計	51,365	△5,678	△0	△0	△107	△5,786
当期末残高	△23,740	788,579	△0	△0	196	788,776

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び出資金の評価は、移動平均法による原価法によっております。

また、その他有価証券のうち市場価格のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により処理しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び建物附属設備	8～38年
------------	-------

器具備品	3～15年
------	-------

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とする定額法により行っております。

4 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員賞与の支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(2) 株式給付引当金

従業員等への当社株式の交付に備えるため、当社及びグループ各社の社内規程に基づく株式給付債務の見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債（子会社株式は除く）は、期末日の直物為替相場により円換算しております。なお、子会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7 ヘッジ会計の処理

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしていることから、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金

(3) ヘッジ方針

変動金利借入に係る取締役会決議等に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

8 収益認識関係

売上高にかかわる営業収益の内訳は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）第3項により同会計基準適用対象外となる子会社からの受取配当金が大半であり、顧客との契約から生じる収益は重要性に乏しいため、記載を省略しております。

9 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

役員に対する株式報酬制度及び従業員に対する株式付与制度に関する事項は、「連結注記表(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,094百万円
短期金銭債務	3,601百万円
長期金銭債権	331,186百万円
長期金銭債務	33,702百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額

283百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	169,118百万円
営業費用	509百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外費用	173百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	8,134,171株
(注) 当事業年度末の普通株式の自己株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式1,151,800株及び株式付与 E S O P 信託が保有する当社株式1,556,843株が含まれております。	

税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	919百万円
株式報酬費用	158百万円
賞与引当金	91百万円
みなし配当	1,064百万円
その他	176百万円
繰延税金資産 小計	2,410百万円
評価性引当額	△2,073百万円
繰延税金資産 合計	336百万円

(繰延税金負債)

その他	△9百万円
繰延税金負債 合計	△9百万円
繰延税金資産 (負債) の純額	327百万円

2 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	太陽生命保険 株式会社	直接100%	保険業を営 む重要な子 会社	—	—	関係会社 長期貸付金 (注1)	50,000
				利息の受取 (注1)	599	その他	9
				借入金の 弁済(注2)	6,400	関係会社 長期借入金 (注2)	16,850
				利息の支払 (注2)	86	未払費用	14
子会社	大同生命保険 株式会社	直接100%	保険業を営 む重要な子 会社	借入金の 弁済(注2)	6,400	関係会社 長期借入金 (注2)	16,850
				利息の支払 (注2)	86	未払費用	14
子会社	T & Dユナイ テッドキャピ タル株式会社	直接100%	投資業務を 営む重要な 子会社	資金の貸付 (注3)	129,400	関係会社 短期貸付金 (注3)	—
				貸付金の回 収(注3)	129,400	—	—
				資金の貸付 (注3)	133,000	関係会社 長期貸付金 (注3)	281,100
				利息の受取 (注3)	2,534	その他	393

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 関係会社長期貸付金の利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しており、無担保・期日一括返済方式等によるものであります。また、本貸付は全額、劣後特約付貸付金であります。

(注2) 関係会社長期借入金の利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しており、無担保・期日一括返済方式等によるものであります。

(注3) 関係会社短期貸付金及び関係会社長期貸付金の利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しており、無担保・期日一括返済方式等によるものであります。また、関係会社長期貸付金の期末残高2,811億円のうち794億円は劣後特約付貸付金であります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,643円33銭
1 株当たり当期純利益	318円82銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬 B I P 信託及び株式付与 E S O P 信託に残存する当社の株式は、1 株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1 株当たりの当期純利益の額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

これに伴い、1 株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は2,708,643株であり、また、1 株当たりの当期純利益の額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,761,401株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社T&Dホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 野 浩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 弘 幸
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 洋 平
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社T&Dホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社T&Dホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結

計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社T&Dホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 野 浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 弘 幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近 藤 洋 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社T&Dホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することに

ある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

また、三様監査の連携を図り、監査の実効性を高めるため、監査等委員、会計監査人、内部監査部等が出席する会合を定期的に開催し、監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めました。さらに、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用し、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社T&Dホールディングス監査等委員会

監査等委員（委員長）	山	田	眞之助
常勤監査等委員	居	川	孝 志
常勤監査等委員	東	城	孝
監査等委員	太	子	堂 厚 子
監査等委員	日	戸	興 史

(注) 監査等委員 山田眞之助、太子堂厚子及び日戸興史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上